

苫小牧市庁舎動画広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市広告掲載要綱に定めるもののほか、苫小牧市役所本庁舎（以下「庁舎」という。）に放映機器（以下「モニター」という。）を設置して放映する動画広告（以下「広告」という。）の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告放映場所)

第2条 広告放映場所は、庁舎1階住民課前（5.5インチ）2台及び庁舎1階売店前（4.2インチ）1台とする。

(放映時間)

第3条 放映時間は、庁舎開庁日の8時45分から17時15分までとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、1枠を15秒とし、最大24枠を1サイクルとし、放映時間内で繰り返し放映する。

2 放映する広告の内容は、各モニター同一のものとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1枠1年間とする。ただし、更新を妨げない。

2 広告掲載の更新日時が苫小牧市の休日に関する条例（平成3年条例第17号）第1条第1項各号に規定する日にあたる場合は、これらの日の翌日の開庁時間に更新するものとする。

(広告取扱業者の委託)

第6条 市長は、モニターの設置、広告主の募集及び選定、広告映像の制作及び放映等の業務を相当と認める事業者（以下「広告代理店」という。）に委託するものとする。

(広告掲出料)

第7条 広告掲出料は、前条の業務に要する経費及び類似広告の市場価格等を勘案し、市長と広告代理店との間で別に定めるものとする。

2 広告掲出料は、広告放映場所3か所分を一括して広告代理店が納入するものとする。

(広告掲載の申込者の資格)

第8条 広告掲載の申込みをしようとする者（以下「申込者」という。）は、市税等の滞納がない者でなければならない。

(広告掲載の申込み)

第9条 申込者は、広告代理店を経由して、苫小牧市庁舎動画広告掲載申込書（様式。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、申込者が苫小牧市税条例（昭和25年条例第24号）第19条第1項各号に規定する者（同条第2項により法人とみなされる者を含む。）に該当しないときは、申込書の同意欄の記載に代えて、当該申込者が事務所又は事業所を有する市町村が発行する直近の市町村民税の納税証明書を市長に提出しなければならない。

(申込者の資格の審査)

第10条 市長は、第6条に規定する申込者の資格を審査するため、申込書及び納税証明書により申込者の納税状況の調査を行うことができる。

(広告掲載の決定等)

第11条 市長は、第9条による申込みがあったときは、速やかに広告掲載の可否を決定し、申込者に対してその結果を通知しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、苫小牧市庁舎動画広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月9日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。